

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令案及び
職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案について

1 現行制度の概要

労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度である「技能検定」は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、平成21年9月1日現在136職種について実施されており、そのうち11職種については民間の指定試験機関に試験業務を行わせている。

技能検定の職種は、職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号。以下「令」という。）別表第1において定められており、そのうち指定試験機関に試験業務を行わせる職種については令別表第2において定められている。また、技能検定の等級並びに試験科目及びその範囲等については、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「則」という。）により定められている。

2 改正の趣旨

(1) 着付け職種の 신설關係

「着付け」とは、他人に着物を着付ける職種である。

当該職種については、着付けに関する高度な技能や専門的知識を必要とし、かつ、結婚式、成人式、七五三、卒業式など各種行事において当該技能を有する人材に対する需要は全国で大きいことから、技能検定の試験業務を指定試験機関に行わせる職種として追加するものである。

(2) スレート施工職種の廃止關係

「スレート施工」とは、スレート板を工場、倉庫、プラットホームの上屋等の屋根や壁の他、防火構造の一部として、ビル、住宅、店舗等の内外装に取り付けを行う職種である。

当該職種については、当該技能を必要とする製品や当該技能を有する人材に対する需要が減少している等の理由により、技能検定を行う職種から除くものである。

2 改正の内容

(1) 着付け職種の 신설關係

令別表第1及び別表第2に「着付け」を追加することとする。

また、着付け職種の等級を1級及び2級に区分することとする（則別表第11の4）。

(2) スレート施工職種の廃止關係

令別表第1から「スレート施工」を削除することとする。

また、「スレート施工」を廃止することに伴い、則の規定を整備することとする（則別表5、11の2、11の4、12、13）。

3. 公布日

平成21年10月15日（予定）

4. 施行期日

公布日